

【 予 告 】

令和4年3月卒業・修了予定者の 教員免許状一括申請のための諸手続きについて

令和4年3月卒業予定者の教員免許状は、大学から兵庫県教育委員会へ一括して申請します。今後の手続きの予定は下記の通りです。

教育委員会へ書類を提出するスケジュールの関係上、申請期間が非常に短いので、今後の掲示によく注意してください。

12月 6日(月) 申請書類配布・受付開始(予定)

12月16日(木) 申請書類提出締切(予定)

手続場所：グローバル文化学科

→鶴甲第1キャンパス事務課 教務学生係

発達コミュニティ学科・環境共生学科・子ども教育学科

→鶴甲第2キャンパス事務課 教務学生係

注意事項

- ※ 申請1件につき, 3, 300円（昨年度の金額です。今年度の金額は通知があり次第お知らせします。）の兵庫県収入証紙が必要です（三井住友銀行, みなと銀行, 但馬銀行等で販売しています。郵便局にある収入印紙と間違えないように!）。
- ※ 小学校及び中学校の免許状申請者は「介護等体験終了証明書」（2日間と5日間の2種類）又は「介護等体験代替措置完了証明書」が必要です。※ホームページに掲載している注意事項を確認してください。
- ※ 戸籍抄本の提出が必要です, 早めに手配しておいてください。（複数申請の際, 戸籍抄本は原本1通, その他は写しを提出）
- ※ 1) 7月に「教員免許状取得希望調査票」を提出していない場合（※グローバル文化学科の学生を除く）, 2) 国語の免許を取得する場合, 3) 編入学生で教科・教職に関する科目を他大学で取得している場合, 4) 一括申請の受付期間内に必要書類の提出を失念した場合は, 各自で教育委員会に個人申請しなければなりません。

令和3年11月2日 国際人間科学部教務学生係

令和4年3月卒業/修了予定者の 教員免許状一括申請のための諸手続について

(発達科学部生への補足事項)

発達科学部の学生の手続場所は鶴甲第2キャンパス事務課 教務学生係となります。また、英語の免許を取得する場合も個人申請となります。それ以外は国際人間科学部生向けの案内と同様です。

「介護等体験終了証明書」

本籍地 兵庫県 (都道府県)


氏名 神戸 太郎

(和暦) 平成 8年 1月23日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教育職員免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等体験を完了したことを証明します。

西暦で記入されている場合は直下に括弧書きで和暦を記入する。

記

期 間	令和元年 9月14日～令和元年 9月18日 (5日間)
施設名及び住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神戸市灘区六甲台町△-△△ 社会福祉法人□□サービスセンター
体 験 の 概 要	高齢者介護等
施設長名及び印 (施設長の公印に限る)	施設長 兵庫 花子 

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等体験」を記入すること。

3 公印については、法律の中でも「施設長」とされており、「施設長等」という文言もないため施設長印以外は認められない。施設内の体験であるので管理者である施設長が証明すること。

4 「本籍地」「氏名」「生年月日」について記入を間違った場合は、二重線の上に本人の訂正印を押印すること(修正テープ不可)。なお、「期間」「施設名及び住所」「体験の概要」「施設長名及び印」に訂正箇所がある場合は、施設の担当者へ報告をし、訂正印(施設長印)をもらうこと。

枠内の訂正は施設長印で行う。本人印で訂正している場合は再発行が必要。

【学生の方へ】

本証明書が交付された後、学校の担当者へ提出し介護等体験を完了したことを報告してください。

別記様式

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

(ふりがな) こうべ たろう
 氏名 神戸 太郎
 生年月日 平成 9年 1月 23日生

上記の者は、下記のとおり、「小学校教諭等免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項に規定する文部科学大臣が定める者」に基つき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置を受けたことを証明する。

西暦で記入されている場合は直下に括弧書きで和暦を記入する。

下記 1. 2. の欄の内容に訂正がある場合には再発行をする必要があるので、至急学務課教育推進グループへ連絡してください。

令和 年 月 日

神戸大学学長 武田 廣

学長
印

記

1. 代替措置の種類

大臣決定 1 () の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

(大臣決定 1 (1) から (3) までの規定による措置の場合)

代替措置 1 を受講した学生。

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

代替措置 2 を受講した学生。

(大臣決定 1 (4) の規定による措置の場合)

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	年月日
神戸大学 該当者なし。	

視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

神戸大学
該当者なし。

科目名	単位修得年月日	
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

神戸大学
該当者なし。

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間 令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例：「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和 2 年度において介護等の体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名 印

備考 記名押印又は自筆による署名をすること。

各自で記名押印又は自筆による署名をすること。

※令和 2 年度または令和 3 年度に介護等体験代替措置を受講した学生は全員、代替措置の受講をもって介護等体験（社会福祉施設における 5 日間の体験と特別支援学校における 2 日間の体験）を終了したものとみなされますので、「介護等体験代替措置完了証明書」1 枚で教員免許状申請を行うことが可能です。代替措置を受講した学生のうち、附属特別支援学校における 1 日間の体験を実施した学生についても「介護等体験終了証明書」は発行されませんので、ご注意ください。

別記様式

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

(ふりがな) こうべ たろう
氏名 神戸 太郎

(旧姓)
(通称名)

生年月日 平成 9年 1月 23日生

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第1項に規定する文部科学大臣が定める者」(平成9年文部省令第40号)に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置を受けたことを証明する。

西暦で記入されている場合は直下に括弧書きで和暦を記入する。

下記 1. 2. の欄の内容に訂正がある場合には再発行をする必要があるため、至急学務課教育推進グループへ連絡してください。

令和 年 月 日

神戸大学学長 藤澤正人

学長印

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1 () の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

(大臣決定1 (1) から (3) までの規定による措置の場合)

代替措置1を受講した学生。

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

代替措置2を受講した学生。

(大臣決定1 (4) の規定による措置の場合)

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

神戸大学
該当者なし。

(大臣決定1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定1(6)の規定による措置の場合)

神戸大学
該当者なし。

科目名	単位数	単位修得年月日
	単位	令和 年 月 日
【例】○○○○		

(大臣決定1(7)の規定による措置の場合)

神戸大学
該当者なし。

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定1(7)の規定による措置の場合)の「対象免許種(対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない(例:「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和2年度又は令和3年度において介護等の体験(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。)を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介

各自で記名すること。(旧姓、通称名については該当する場合のみ記入。)

氏 名
(旧 姓)
(通称名)

※令和2年度または令和3年度に介護等体験代替措置を受講した学生は全員、代替措置の受講をもって介護等体験(社会福祉施設における5日間の体験と特別支援学校における2日間の体験)を終了したとみなされますので、「介護等体験代替措置完了証明書」1枚で教員免許状申請を行うことが可能です。代替措置を受講した学生のうち、附属特別支援学校における1日間の体験を実施した学生についても「介護等体験終了証明書」は発行されませんので、ご注意ください。

教員免許状一括申請に係る書類の 提出について

国語の中学校の教員免許状を個人申請し、
小学校の教員免許状を一括申請する場合の
介護等体験終了証明書の取扱いについては、
下記のとおりとします。

記

◎兵庫県教育委員会に個人申請する場合

- ・ 原本は、小学校の申請書に添付する。
- ・ 写し（余白に「原本は一括申請に添付」と記載する。）は、学力に関する証明書に添付して申請する。
- ・ 兵庫県教育委員会以外の教育委員会に個人申請される場合は、各自で教育委員会に確認してください。

令和3年11月2日
国際人間科学部教務学生係